



虐待防止のための指針

社会医療法人平成醫塾

訪問看護リハビリステーション 和来る

1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、運営規程に利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。すべての職員が高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為とうい認識のもと、本指針を厳守して、福祉の増進に努める。担当部署における高齢者虐待を防止するために、職員への研修を実施する。

2. 虐待の定義

1) 「高齢者逆倍防止法」とは

1. 正式名所「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
(平成 18 年 4 月施行)
2. 法の目的・高齢者の虐待防止
 - ・ 高齢者虐待の防止等に関する国等の責務を明確化
 - ・ 虐待を受けた高齢者の保護・養護者への支援
3. 高齢者の定義・65 歳以上の者。65 歳未満の者であっても、必要に応じて高齢者に準じるものとして対応を行う。(65 歳未満であって、かつ身体・精神等に障害を有する場合は「障害者虐待防止法」が適応される)
4. 高齢者虐待の種類
 - ・ 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の 2 種類に分けている。「養護者」とは高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものを指名し、身の世話をしている高齢者の家族、親戚、同居人等が該当する。また、同居していなくても、身の世話をしている親族・知人が養護者に該当する場合もある。「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法に規定する老人福祉施設もしくは有料老人ホーム、または介護保険法に規定する地域密着型介護法人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センターの業務に従事する者を指す。

3. 養護者あによる虐待、養介護施設従事者等による虐待

1) 高齢者虐待かもしれないと思った時には

1. 勇気を持って通報する
2. 通報や届け出をした人の情報は守られる
 - ① 高齢者虐待防止法で通報者・届出者を保護することが規定されている。虐待かも？と思ったら、ためらわず通報する。高齢者虐待防止法では「高齢者虐待」を受けたと思われる高齢者を発見した人(虐待の疑いに気づいた人)は、市町村に速やかに通報する義務があると定められている。
 - ② 通報を受けた市町村職員は「その職務上知り得た事項であって当該通報 又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされている。

③職員が通報した場合は、通報した事を理由として、解雇その他の不利益な取り扱いを受けない」とされている。

4. 要介護者による高齢者虐待のながれ

1) 養護者による高齢者虐待の対応は、市役所が第一義的な責任を負い、地域包括支援センター・総合相談窓口と協力しながら積極的に対応していく。虐待対応は大きく3つの時期に分けられ、目標も少し異なる。虐待の通報者等を受け付けると速やかに事実の確認を行い、高齢者の安全を優先的に対応する。

1. 初動期：高齢者の生命、身体的安全性、虐待の解消、高齢者が安心して生活できる環境整備
2. 対応期：目標達成の確認。「虐待の解消」と「安心して生活できる環境整備」のための対応計画を策定し、計画に基づき支援に取り組む
3. 終結期：「虐待の解消」と「安心して生活できる環境整備」を確認したところで、虐待対応は終結する。

5. どのような行為が虐待なのか

1) 身体的虐待

1. 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
2. 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
3. 本人に利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
4. 身体拘束及び外部との摂食を意図的に、継続的に遮断する行為

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

1. 意図的であるか、結果的にあるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
2. 専門的判断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が飛鳥とする医療、介護保険サービスなどを周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する
3. 同居人等が高齢者虐待の行為を放置する
4. 養介護施設従事者の虐待では、高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その多の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠る。

3) 心理的虐待

1. 脅しや屈辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛をあたえること。
2. 養介護施設従事者等の虐待では、威嚇的発言

3. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

4) 性的虐待

1.本人との間で合意形成されていないあらゆる形態の性的な行為、その強要。

5) 経済的虐待

1. 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

6. 高齢者虐待のサイン、未然防止

訪問型サービス事業者虐待やセルフネグレクト等の虐待に準ずる事案を版權しやすい立場にあることから、早期に発見できるよう、必要な措置（虐待に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を取る。

1) 高齢者の様子

- ・不自然なあざや、火傷の痕が見られる
- ・よごれたり破れた衣類を着たり、異臭がする
- ・天気が悪いのに、長時間家の外で過ごしている
- ・必要と思われる診療や介護保険サービスを受けていない
- ・年金や財産収入等があるにも係わらずお金がないと訴える
- ・体重が不自然に増えたり減ったりする
- ・体を萎縮させる、急におびえたり恐ろしがったりする
- ・最近姿をみせない

2) 養護者の様子

- ・世話や介護に拒否的に発言があるが、高齢者に対する冷淡な態度や無関心
- ・高齢者に会わせない。近所つきあいが無い
- ・介護疲れや病気などつらい様子がうかがえる
- ・経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してはお金をかけようとしない

3) 家庭の様子

- ・郵便受けや玄関等に手紙や新聞でいっぱいになっている
- ・家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞えてくる
- ・部屋の中に衣類や為の腰が散乱していて非衛生的である
- ・高齢者の部屋に外から鍵がかけられている
- ・電気ガスが止められている

4) その他

7. 高齢者虐待防止委員会（外来・健診・在宅支援運営委員会内）

（以下「委員会」とする）の設置

虐待防止に関する責務等虐待の防止及早期発見への組織的に対応を諮ることを目的に

設置するとともに虐待防止に関する責任等を定めるなど必要な措置を講じる。

1) 委員会は年1回以上 定期的を開催し、次の事を検討する

① 職員の人権を高めるための研修計画を報告

② 業務フローの見直し

2) 必要に応じて倫理委員会に案件を相談する

8. 虐待防止のための職員研修に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化する為に、年1回研修
動画学研のオンデマンド研修を受ける

管理者は視聴時間を確認する

9. 虐待防止に関する責務等

1) 虐待防止に関する統括は管理者が行う

2) 虐待防止に関する管理者は、本指針に従い、虐待の防止を啓発、普及活動を行い、
成年後見人の利用支援、苦情解決体制の活用など取り組む。また早期発見した場合は
関係部署に速やかに通報する

10. 関係機関への相談・報告

1) 明らかな暴力行為などあり状況が深刻で早急に対応する場合
業務フローに準ずる (別紙)

2) 虐待が疑われる場合
業務フローに準ずる (別紙)

11. 虐待の早期発見等への対応

1) 虐待の早期発見

虐待案件は虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速
に察知しそれに係わる確認や責任者への報告が重要である。なお虐待との利用者
への権利を侵害する些細行為が虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識
し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を
図り、虐待の早期発見に努める事が必要である。

2) 虐待発見の早期対応

虐待の状態が身体に影響がないか、主治医へ報告し指示を仰ぎ対応する。

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確
保を優先的に、誠意ある対応や説明をする事及び利用者や家族に十分に配慮する。
利用者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的に説明責任を果たすこ

と、さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、支援体制の強化、職員の意識啓発等に勤める。

12. 職員等が留意すべき事項

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」であり「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」という、人間が生きていき上でとても身近で大切なものであることを理解する。

[ステーションの役割]

- ① 高齢者虐待に気づき、すみやかに通報する
深刻なじたいになる前に、できるだけ早期に介入できることが望ましい。そのためには、すみやかな通報が重要。
すみやかな通報は、不適切なケアに早期に気づき、虐待を未然に防止することにつながる
- ② 治療が必要な被虐待者の治療や入院
被虐待者にはすみやかに治療を行う必要がある場合も多い
入院することで被虐待者を保護し、虐待のケアの行えるというメリットもあり、ケースに応じた柔軟な対応が求められる
- ③ 市町村や地域包括支援センターが行う通報後の情報収集への協力
被虐待者の医療情報は医学的見地に基づいた「見立て」「リスク判断」を行うために必須の情報である
通院に付きそう家族などの情報を貴重な情報である

附 則

1. この指針は令和7年4月1日より施行する